

共同企業体協定書

(目 的)

第1条 この共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とし、他の事業を一切営まない。

- (1) 阿南市発注に係る阿南市水道事業施設運転管理等業務（以下「業務」という。）
- (2) 前号に附帯する事業

(名 称)

第2条 この共同企業体は、(代表構成員名)・(構成員名)共同企業体(以下「共同企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 この共同企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期および解散の時期)

第4条 この共同企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後精算を終了するまでの間は、解散することができない。

- 2 業務を受注することができなかつたときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 この共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
□□□□□□□□□□□□

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
□□□□□□□□□□

(代表者の名称)

第6条 この共同企業体は、を代表とする。

(代表者の権限)

第7条 この共同企業体の代表者は、業務の施行に関し、共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者および業務監督者等と折衝する権限並びに業務委託料（前金払及び部分払を含む。）の請求及び受領並びにこの共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

[illegible]

- 2 金銭以外のものによる出資は、構成員の協議より時価相当の金銭換算を行い、出資の割合に含めるものとする。

(運営委員会)

第9条 この共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の施行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他のこの企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴いこの企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 この共同企業体の取引金融機関は、□□□□□□とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 この共同企業体は、業務が完了したとき、当該業務についての決算をするものとし、会計期間は共同企業体成立の日から解散の日までとする。

(利益の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、この共同企業体が業務を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中について前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返すものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 この企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構

成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 この共同企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

□□□□□□□□□□外2社は、上記のとおり□□□□□□□□□□□□□□□□□□
共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、それぞれに構成員が記
名捺印し、各自所有するものとする。

令和 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者

印

所在地
商号又は名称
代表者

印